

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 12 | 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本村は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美浦村長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>高齢者の医療の確保に関する法律および茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例並びに美浦村後期高齢者医療に関する条例等に基づき、後期高齢者医療保険に関する各種事務を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・保険料の賦課・徴収 ・給付申請の受付 <p>なお、これらの事務に関する必要な情報については、茨城県後期高齢者医療広域連合のオンラインファイル連携ツールを介して情報の照会を行う。 システムの運用については、企画財政課で行う。</p> |
| ③システムの名称 | 後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、死亡管理システム、年金集約システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1.被保険者情報ファイル 2.保険料情報ファイル 3.収納情報ファイル 4.特別徴収ファイル 5.滞納情報ファイル 6.宛名情報ファイル 7.住基情報ファイル 8.期割情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第46条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第117項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第9条(情報提供) ・情報提供なし |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部国保年金課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 企画財政課 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 美浦村総務部総務課 029-885-0340 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 「7. 請求先」と同じ |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月2日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月2日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。 ・特定個人情報の取扱いに関して人手を介在する作業は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

| 9. 監査 | |
|---|--|
| 実施の有無 | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | システムへのアクセス可能な職員は、ICカードとIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限を適切に管理している。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------|
| 平成28年9月20日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) | (情報照会) ・番号法第19条第7号, 別表第二82の項 | 事後 | |
| 平成29年4月14日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属 | 課長 桑野 正美 | 課長 鈴木 章 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属 | 課長 鈴木 章 | 課長 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | IVリスク対策 | | 新規 | 事後 | 様式追加による |
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 後期高齢者医療システム, 収納管理システム, 滞納管理システム, 口座管理システム, 宛名管理システム, 年金集約システム, 中間サーバー, 住民基本台帳ネットワークシステム | 後期高齢者医療システム, 収納管理システム, 滞納管理システム, 口座管理システム, 宛名管理システム, 年金集約システム, 中間サーバー, 住民基本台帳ネットワークシステム, 情報提供ネットワークシステム | 事前 | |
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項, 別表第一59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 | ・番号法第9条第1項, 別表85の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第46条 | 事後 | |
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | (情報照会) ・番号法第19条第7号, 別表第二82の項(情報提供) ・番号法第19条第7号, 別表第二83の項 | (情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第117項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第9条(情報提供) ・情報提供なし | 事後 | |
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用請求 | 郵便番号300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 美浦村総務部総務課 029-885-0340 | 郵便番号300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 美浦村総務部総務課 029-885-0340 | 事後 | |
| 令和8年3月10日 | IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和8年3月2日時点 | 事後 | |
| 令和8年3月10日 | IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和8年3月2日時点 | 事後 | |
| 令和8年3月10日 | IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | 十分である | 接続しないため空欄 | 事後 | |

